



令和6年度 4月 郡山市認可保育施設入所案内



こちらの内容を確認のうえで手続きを進めてください。

1 申込の受付について

(1) 申込期間

令和5年11月1日(水)～12月1日(金)【郡山市保育課必着】

書類の不備や不足に対応する時間を確保するためにも、締め切りに余裕をもってお申し込みください。

※11月1日以降に出生・転入した児童を対象とした予備受付があります。▶5ページ参照

(2) 対象児童

働いているなどの理由で保育が困難な保護者に代わって、郡山市内の認可施設での保育を必要とする、令和6年4月1日付けでの入所を希望する小学校入学前の市内在住児童（入所に市内へ転入してくる場合を含む）

注意 ・令和5年度中に申し込みを行い、入所できなかった方（現在空き待ち中の方も含む）も、この申し込みが必要です。
・転所希望の方（既に保育施設等を利用中で別施設への入所を希望する場合）もこの申し込みが必要です。

(3) 申込の方法

4月申請については①、②いずれかの方法によりお申し込みください。

① **郵送**：お近くの郵便局か郵便ポストへ **郵便切手の貼り忘れにご注意ください**

<宛先> 〒963-8601 郡山市保育課 保育認定係
(郵便番号と宛名だけで市役所に届きます)

② **持参**：保育課の窓口に設置されている**専用ボックスへ投函** **郵便切手は不要です**

<保育課> 郡山市役所西庁舎3階 受付時間：平日8時30分～17時15分

注意 ・書類を入れるための封筒（角形2号封筒推奨）は各自でご用意ください。
・4月1日付け入所用の申込書類は認可保育施設でも配布していますが、**出来上がった書類は認可保育施設では必ずかりません**。円滑な事務処理の実現のため、郵送または持参による提出にご協力ください。
・受付後、市から受領確認と面接の予約期間や面接場所等のお知らせを郵送します。▶4～5ページ参照
・書類提出から3週間以上経ってもお知らせが届かない場合は、保育課へご連絡ください。
・郵便事故が心配な場合は、特定記録郵便や書留等、配達状況が確認できる郵送方法をご検討ください。

(4) マイナンバーカードでの電子申請

保護者のマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

マイナポータルはICカードリーダーまたは対応スマートフォンのいずれかを用いてログインできます。ご希望の方は、内閣府マイナポータルサイトを参照してください。

申し込みに必要な書類は、各認可保育施設、保育課で用意しています。
また、市ウェブサイト「令和6年4月1日付け郡山市認可保育施設入所申込み」から書類のデータをダウンロードできます。印刷時のサイズはA4でお願いします。



【4月1日付け入所】

郡山市保育課 【電話】 024-924-3541

(5) 必要書類

- 保育施設等利用申請書〔指定様式〕**
 - ・ 申込児童 1 人につき 1 枚 記入例を必ず確認してください。
- 教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕**
 - ・ 申込児童 1 人につき 1 枚 記入例を必ず確認し、裏面も忘れずに記入ください。
- 入所申込に関する確認票**
 - ・ 内容を確認しチェックボックスにするしをつけ (□→☑)、記入年月日と記入者の署名をお願いします。
- 保育を必要とすることを証明するために必要な書類**・・・【表 1】参照
 - ・ 入所希望児童と同居している父 / 母 / 65 歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。
 - ・ 同居扱いとなる祖父母が、令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に 65 歳になる場合 (昭和 34 年 4 月～昭和 35 年 3 月生まれの方)、祖父母の書類の提出は不要です。
 - ・ 住民票上は別の世帯でも、父母と祖父母の住所が同じ場合や、父母と祖父母が同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。
 - ・ 住民票上は同じ住所でも、父母と祖父母が同じ敷地内の別々の建物で暮らしている場合は、そのことが分かる書類 (光熱水費の請求先や建物の名義人が別々だと分かるもの) の提出により別世帯として扱います。
 - ・ 各種証明書や診断書等は、証明年月日が令和 5 年 10 月 1 日以降のものを受け付けます。
- 保育料の決定などに必要な書類** (以下の対象に当てはまる方のみ)
 - ・ ひとり親 (父子・母子) 世帯の方 ⇒ 児童が記載された戸籍謄本
 - ・ 令和 5 年 1 月 1 日時点で海外に居住していた父母 ⇒ 令和 4 年中の収入が分かる書類

【表 1】

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
就労	会社勤務 産休・育休中	就労証明書〔指定様式〕	育児休業明け入所希望をする場合、育児休業取得期間が記載された就労証明書が必要
	自営業 農業	① 就労証明書〔指定様式〕 + ② 「確定申告書」の写し (令和 5 年 1 月以降に開業し確定申告をしていない場合は「開業届」「営業許可証」いずれかの写し)	自営業・農業に従事する方 (就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方) は、左記書類①と②両方の提出が必要
求職活動		就労予定申立書〔指定様式〕	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要となります。
妊娠・出産		出産 (予定) 児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産 (予定) 日が確認できる部分の写し
保護者の疾病・障がい		「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し	申請書の障害者手帳等の有無で各種手帳の「所持あり」とした方、特別児童扶養手当受給の方は、手帳等の写しは不要 (ただし手帳の交付を市外で受けている方は提出が必要) 障害基礎年金、要介護認定を受けている方は、それを証明する書類が必要
同居親族の看護・介護		看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し	
就学など		在学を証明する書類	在学証明書、又は学生証と時間割の写し (カリキュラム、スケジュールの分かるもの)

- 注意**
- ・ 提出された書類は返却できません。
 - ・ 各申請書は、ボールペンで記入し、消せる筆記具や修正液は使わないでください。
 - ・ 書き間違いは二重線 (——) を引くだけにしてください。
 - ・ 転入予定で申し込みの方は、入所前日 (令和 6 年 3 月 31 日) までに郡山市に住民登録されていること、育児休業取得者は入所の翌月 15 日 (令和 6 年 5 月 15 日) までの職場復帰が入所の条件となります。
 - ・ 提出された書類をもとに保育の必要性などを調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。
 - ・ 書類の不足や不備などがあると、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料額が最高額 (7 万円) になる場合があります。
 - ・ 保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります。 ▶ 6 ページ参照

令和6年4月入所以外の申し込みについて

- ・ 郵送受付は行いません。
4月入所の申込期間内に「令和6年3月まで」の入所申込と「令和6年4月」の入所申込を両方同時に提出する場合は、保育課のほか第1希望の施設への提出が可能です。 ▶ 4～5ページ参照
- ・ 4月以外の申込締切日は次のとおりです。
令和6年2月までの入所申込 → 前月の5日（5日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）
令和6年3月入所申込 → 令和6年1月5日（金）（2月入所申込の締切日と同じ）

2 申込内容の変更について

申し込み後または空き待ち中の方で、申込書に記載した内容等に変更があった場合は、選考結果に影響するため、必ず保育課へ連絡（受付時間：平日 8時30分～17時15分）のうえ、必要書類がある場合は提出してください。

（1）就労状況や保育状況等が変更になったとき

- 例) ○就労先の決定・変更・就労時間変更のとき
○育休期間が延長になったとき
○認可外保育施設の利用開始など児童の保育状況が変わったとき
○空き待ちをキャンセルする場合
○市外転出する場合
○世帯状況（婚姻、離婚、祖父母と同居・別居など）が変わったとき 等

（2）希望保育施設を変更するとき

- ・ 12月1日（金）までに変更の連絡をした場合 → 一次選考へ反映されます。
※ 12月2日（土）から一次選考の結果判明までの間は、希望施設変更を受付できません。
- ・ 一次選考で入所できなかった方の希望施設変更は、一次選考の結果判明後から2月5日（月）まで
※ 一次選考の結果通知後にウェブサイトへ空き状況を掲載します。
- ・ 二次選考で入所できなかった方の希望施設変更は、二次選考の結果判明後から3月5日（火）まで
※ 二次選考の結果通知後にウェブサイトへ空き状況を掲載します。

認可保育施設の情報等について

- ・ 「郡山市ウェブサイト」または「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。
新たに認可保育施設が増える場合は、郡山市ウェブサイトに情報を掲載します。
- ・ 見学を希望される場合は施設に直接連絡のうえ、ご相談ください。
- ・ クラス編成は、保育施設側で決定します。



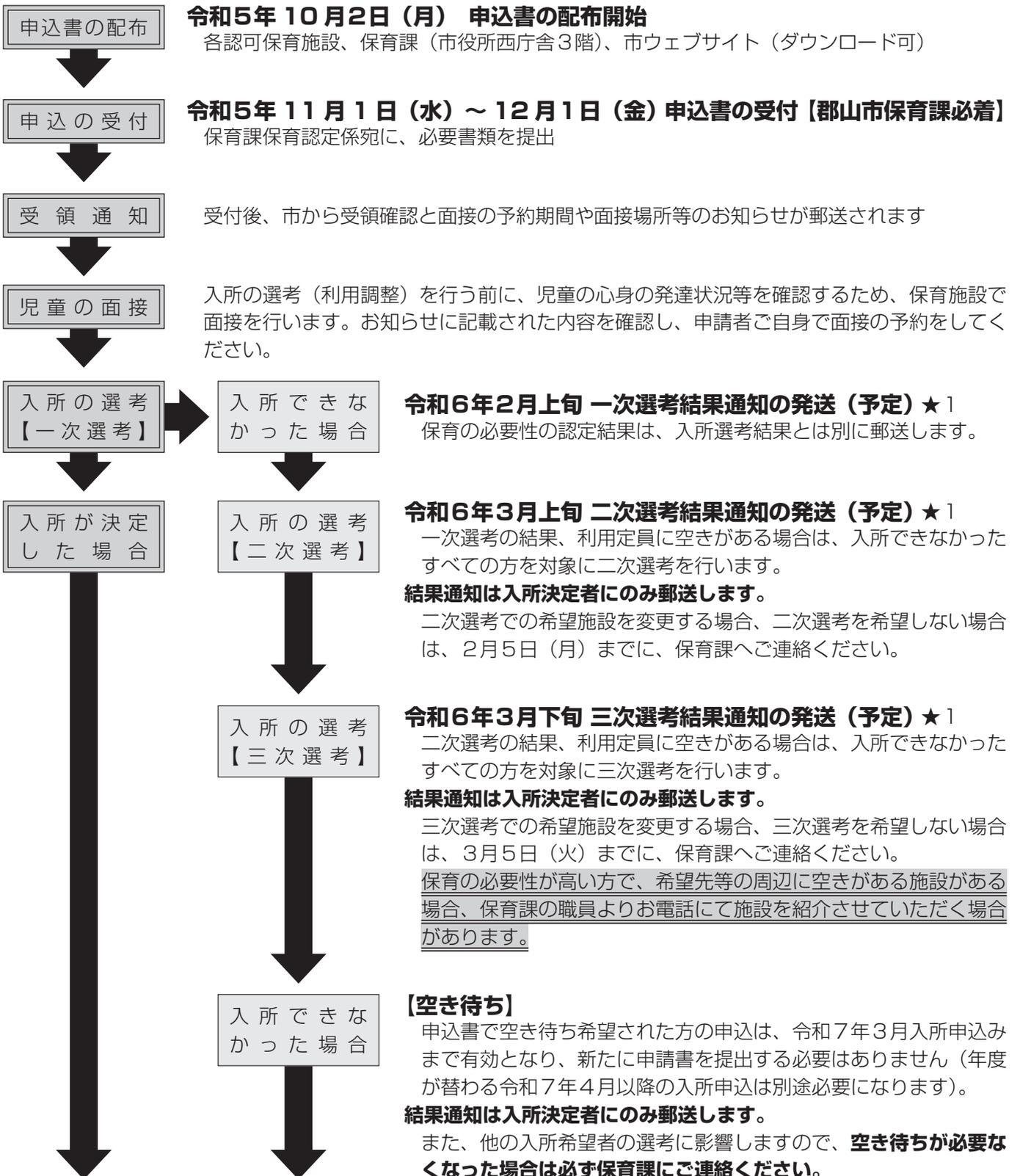
【施設の空き状況】

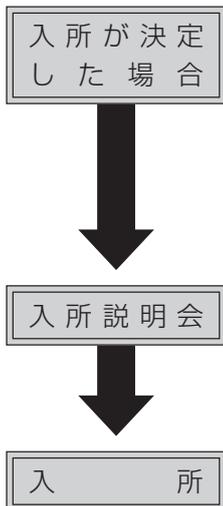


3 入所申込～入所決定までの流れについて

保育施設への入所は、「児童福祉法第24条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

- 注意**
- ・入所の決定は、申込受付順ではありません。
 - ・利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により、入所できない場合があります。
 - ・申請内容に虚偽があった場合、入所が取消となります（入所決定後に虚偽が判明した場合も取消となります）。





令和6年2月上旬 一次選考結果通知の発送（予定）★1

保育の必要性の認定結果は、入所選考結果とは別に郵送します。
 ※入所決定を辞退する場合には、保育課へ必ずご連絡ください。

入所決定を辞退された方がその後新たに申し込みをした場合、
 令和6年度中の入所選考の際の優先度は下がります。

また、転所を辞退した場合、もとの施設を利用し続けることもできません。

結果通知が届き次第、速やかに入所が決定した施設へ連絡し、
 入所説明会の日程を確認してください。

施設へ連絡がなかった場合、「辞退」扱いとなりますのでご注意ください。

令和6年4月1日付け入所

★1 結果通知の発送時期等に関するお問い合わせは、以下の日程からお受けする予定です。

選考	結果通知予定時期	問合せ対応開始（予定）
一次選考	2月上旬	2月2日（金）
二次選考	3月上旬	3月1日（金）
三次選考	3月下旬	3月22日（金）

4 予備受付について

令和5年11月1日以降に出生・転入した児童は、予備受付によって一次選考へ参加できます。

申込方法	受付期間	面接	結果通知
郵送 宛先は1ページ参照 郵便切手の貼り忘れにご注意ください	令和5年 12月5日（火） ～ 12月15日（金） 【郡山市保育課必着】	令和5年 12月22日（金）まで （予定）	2月上旬 郵送 （予定）
持参 郡山市役所西庁舎3階 受付時間：平日8時30分～17時15分 郵便切手は不要です			

出生・転入以外の理由で予備受付期間に申込となった児童は、二次選考への参加となります。

令和5年11月1日以降に出生または転入し、かつ上記の予備受付期間中の申請に間に合わない場合は、令和6年2月2日（金）までに保育課保育認定係（024-924-3541 平日8時30分～17時15分）へご相談ください。

郵送も持参も
 受付期間最終日
 郡山市保育課
 必着です！



5 保育施設の利用について

(1) 利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間の区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもフルタイム就労	11時間／日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、または、いずれかがパートタイム就労	8時間／日までの利用

- ・各保育施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。
- ・パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を希望できます。

(2) 利用期間について

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります。

保育を必要とする事由	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は、入所から4か月目に実績報告のため再び就労証明書等の提出が必要となります。 ※「就労」での認定には『月52時間以上』の就労が必要です。
求職活動	3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から出産後2か月まで【期間延長不可】
保護者の疾病・障がい	保護者の病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	同居親族の病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
就学	卒業（修了）予定日の月末まで

注意 次の①～③のいずれかの場合は「退所」になります。

- ①「求職中」を理由で入所したが、期間が満了する月の15日までに就労を証明できる書類を提出できない場合
- ②「妊娠・出産」を理由で入所した場合、期間が満了する日以降の期間延長はできません。
- ③「長期欠席」や「家庭保育可能と認定された」等、保育を必要性とする理由に疑問が生じた場合

(3) 給食について

年齢（4月1日現在）	給食の種類	給食費
0歳児	離乳食	保育料に含まれます
1・2歳児	給食	保育料に含まれます
3・4・5歳児		保育料とは別に負担していただきます

注意 入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、育児用ミルクが準備できません。

提出前に再確認



- 書類は全部そろっていますか？
- 書類に記入漏れはありませんか？
- 消せる筆記具や修正液を使用していませんか？（使用不可です）
- 希望先として記入した施設へ、本当に無理なく送迎できそうですか？
 - ・書き間違いをした部分は二重線（＝）を引くだけにしてください。
 - ・提出された書類をもとに保育の必要性などを調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。
 - ・書類の不足や不備などがあると、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料額が最高額（7万円）になる場合があります。



紙へリサイクル可